

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(融資機関等)</p> <p>第5条 この要綱により融資を行うことができる融資機関(以下「融資機関」という。)は、農林中央金庫、<u>西日本信用漁業協同組合連合会</u>、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納していない者とする。</p> <p>第6条～第22条 略</p> <p>(附 則) 略</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年12月20日から施行し、同年11月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(融資機関等)</p> <p>第5条 この要綱により融資を行うことができる融資機関(以下「融資機関」という。)は、農林中央金庫、<u>高知県信用漁業協同組合連合会</u>、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納していない者とする。</p> <p>第6条～第22条 略</p> <p>(附 則) 略</p>